

# 協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.101 (2012年2月)

## 「絆」を「つなぐ力」がさらに発揮される年

平成23年の漢字は「絆」であった。絆とは、そもそも犬や馬などの動物を繋ぎとめておく綱のことで、離れないよう繋ぎとめる綱の意味から人と人とを離れがたくしている結びつきを指すようになった。昨年は東日本大震災の発生など大規模災害が起きたことから、家族や仲間など身近な人々との絆を再認識した方が多かったと思う。結婚ブームが起こるなど、それまで絆の弱かった人たちが、新たな絆を作る動きが起きている。

地縁・人縁という「絆」を大切に相互扶助の精神に基づいている信用金庫は、絆が再認識されている昨今、さらに存在感を高める時であろう。このような中で全国信用金庫協会から**第二次「しんきん『つなぐ力』発揮3か年計画**が公表された。この計画理念は、信用金庫が地域のさまざまな主体を結び付ける役割「つなぐ力」を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指すことを挙げている。

また本計画の基本方針としては、(1) 地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。(2) 協同組織金融機関として、信用金庫の独自性をさらに発揮する。(3) 内部管理態勢の整備、経営効率の向上および人材の育成等によって、永続性ある経営の確立に努める、を挙げている。

そして具体的な方策として、1. 課題解決型金融の強化 2. 独自性のさらなる発揮 3. 永続性ある経営の確立、の3点を挙げている。具体的には、

「1. 課題解決型金融の強化」の中で、(1) 地域主体との連携強化 (2) 地域住民への情報発信の強化 (3) 組織・営業態勢の見直しを挙げている。「2. 独自性のさらなる発揮」の中では、(1) 高密度経営の徹底 (2) 会員満足度の向上 (3) 業界総合力の活用を挙げている。「3. 永続性ある経営の確立」の中では、(1) 地域を支える信用金庫人の育成 (2) 内部管理態勢・情報開示の充実・強化 (3) 経営効率の向上を挙げている。

特に地域主体との連携強化の中で「信用金庫は地域再生・活性化に携わる市民等と連携して地域における共助を実践し、社会的使命を果たす」ことが挙げられており、地域の人々との「絆」をつなぎ、共に助け合うことが推進されよう。

経済の長期にわたる低迷、中国など新興国との競争、国の財政悪化に歯止めがかからないなど、日本社会は閉塞感に覆われている。この中で、私たちは経済成長だけを追求するのではなく、人と人、人と地域との「絆」を強めていくことが暮らしやすい社会を築く一つの方策と考えられる。この絆をつなぐ仲介役として、信用金庫の「つなぐ力」がさらに発揮される年になると思う。

(社)東京都信用金庫協会 業務部業務課長 岩井 裕時

### ■本号の目次■

「絆」を「つなぐ力」がさらに発揮される年 (岩井裕時)	1
◆時評◆ I F R S から「Sound Accounting」へ (田中 弘)	2
◆第104回研究会報告 (2012.1.25) ◆	5
金融機関の環境への取り組みと協同組織金融機関への期待 (末吉竹二郎・長谷川絢子)	
◆会員の声◆地域の応援団としての資金循環 (平松知実)	7
◆協同金融研究会第9回シンポジウムのお知らせ	8

2012年2月発行【編集・発行者】協同金融研究会 (事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付  
電話&Fax 03-3262-2260

# IFRSから「Sound Accounting」へ

神奈川大学経済学部教授 田中 弘

## 自見庄三郎金融大臣の「政治的決断」

昨年6月23日の記者会見において、金融担当の自見庄三郎大臣が「2015年からのIFRS強制適用は考えていない」ことを明らかにし、さらに同月30日に開催された企業会計審議会総会（企画調整部会と同時開催）において「会計基準の国際的調和そのものが自己目的化し、経済活動が停滞することがあってはなりません。国際的な要請を見極めつつ、国全体の経済活動の活性化との両立を図っていくことが重要です」と述べ、これまでの審議会の取組みを白紙に戻して、わが国の経済界として採るべき姿を再検討することを求めた。

自見大臣の「政治的な決断」によって、迷走と暴走を繰り返してきた「IFRS論議」は振り出しに戻ったのである。8年ほど前からIFRSのいかがわしさを訴えてきた筆者にとって、自見大臣の決断は大歓迎であり、大きな拍手を送りたい。

その後、審議会は新しい委員を加えて審議を再開している。昨年末には、アメリカ、ドイツ、フランス、EU、中国、韓国に海外調査団を派遣して、各国の実情を調べに出かけた。やっと、わが国でも地に足のついた議論を期待できそうである。

しかしながら、審議会の議論や各界からの報告書には、依然として、連結財務諸表に関する誤解がある（そう言うては語弊があるようなら、「共通認識」がないと言っておこう）。そこで本稿では、連結財務諸表を巡る誤解を解き、さらに日本の会計が目指すべき「健全な会計（Sound Accounting）」について述べることにしたい。

## 連結財務諸表は「決算書」ではない！

わが国では、「国際会計基準（IFRS）は上場会社に強制適用されることになった」とか「IFRSは連結だけでなく、個別財務諸表にも適用される」とか「経済界はIFRS適用で団結している」…といった話がまことしやかに流布しているようであるが、どれもこれも根拠のない話である。

金融商品取引法上の連結財務諸表は、現在・将来の投資大衆に向けて行う情報の公開・開示であって、「特定の誰かに報告するもの」ではない。報告を求める・報告を受ける権利を持つ人がいるわけではないのである。この点で、株主という「報告を受ける権利」を持つ人たちがいる会社法上の財務諸表とは役割や位置づけが異なる。

連結財務諸表は、親会社、子会社、孫会社という法律的には独立した別会社を1つの経済実体（企業グループを1つの会社）と仮定して、あたかもそうした会社が実在するかのようには仮装して作成した財務諸表である。いわば「虚構の財務諸表」なのである。

もともと連結が想定する会社はないのであるし、会社が存在しない以上、連結株主も存在しないし連結株も売っていない。つまり、連結はどこかの会社の「決算書」ではないのだ。

会社法上は、連結は個別財務諸表を補足するための「参考資料」でしかない。当期の純利

益を確定したり、その利益を誰にいくら分配するかを決める情報を提供したりといった利害調整機能は連結にはない。つまり、会社法上の連結財務諸表（連結計算書類）には情報提供機能しかない。わが国における IFRS の議論を見聞きしていると、しばしばこのことを理解していないのではないかと思われるものがある。

## 連結先行論の誤解

平成 21 年 6 月に金融庁企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いについて」と題する中間報告が出され、IFRS の受け入れに関しては、コンバージェンスを加速化するためにあたって「連結先行」（その後、金融庁はこれを「ダイナミック・アプローチ」と命名している）で対応する考えが示された。

ダイナミック・アプローチとは、連結財務諸表の会計と個別財務諸表の会計との間の整合性が失われない範囲で前者の会計が後者の会計に先行して改訂されていくという考え方を言うこととされている。

この「連結先行」論は、あたかも世界の常識かのようにわが国の実務界に流布した観がある。ここでは「個別財務諸表あつての連結財務諸表」「個別財務諸表がなければ連結財務諸表は作れない」という理解がまさしく先行しているようである。連結も単体も IFRS で対応しているのはイタリアなどの少数の国だけであり、ほとんどの国は連結に IFRS を適用していても単体には自国の会計基準を適用している。このこともあまり知られていない。

わが国の連結先行論は、「連結財務諸表は個別財務諸表を積み上げないと作成できない」といった先入観に囚われているのではないだろうか。もしも、「連結先行」の意味することが「連単一致」ということであれば世界的に極めてまれな対応である。何らかの形で IFRS を採用する世界中の国々はほぼ間違いなく「連単分離」、つまり、連結財務諸表に IFRS を適用し、個別財務諸表には自国の会計基準を適用している。単体に IFRS を適用することを禁止している国もあれば許容している国もあるが、連結と単体の両方に IFRS を強制適用している国は経済大国にはない。

## 落とし所は「連結のみ」「任意適用」

金融商品取引法（金商法）上の連結財務諸表は、「投資者のための投資意思決定情報の提供」を目的としている。つまり、ここでの連結の役割は「投資勧誘情報の提供」である。いかに当社が投資対象として魅力があるかを、「収益性」「安全性」「成長性」「社会的貢献度」などに関する財務情報をとおして訴えるのが役割なのである。

そうであれば「IFRS が想定する投資家からの資金を入手したい企業」は IFRS で連結財務諸表を作成・公表し、「中長期の投資スタンスで投資先を決めてほしいと考える企業」は日本基準で、「アメリカの投資家から資金を調達したいと考える企業」はアメリカ基準（US-GAAP）か IFRS で連結財務諸表を作成・公表すればよいのではないだろうか。

そういうことを言うと、決まって、「複数の会計基準が併存すれば財務諸表の比較可能性が低下する」という批判にあう。では世界中の企業が IFRS で財務諸表を作成すれば、比較可能性が本当に高まるのであろうか。

IFRS は細則を持たない「原則主義」であるから、基準の 1 つ 1 つを各企業が解釈して適用

する。国ごとや業界ごとの解釈や適用指針を作ることは許されていない。そうすると日本やアメリカのような細則主義の国は、IFRS に書いてないことや細かな適用にあたっては、それまで自分たちが使ってきた自国基準を参照・準用するであろう。何のことはない、世界共通の IFRS を適用するとしながら、具体的な適用においては各国のルールが復活するのだ。さらに悪いことに「原則主義」は経営者の判断を大幅に許容するのである。ルールを世界統一しても世界中の実務は限りなく多様化するであろう。財務諸表の比較可能性が高まるなどと言うのは、言葉は悪いが寝言に近い。

企業としては「IFRS が想定する（企業売買による即時利益を求める）投資家の資金」を調達したいと考える企業と、「中長期の投資スタンスで投資先を考える投資家の資金」を調達したいと考える企業があり、また投資家も自分の投資スタンスに合った投資先を探すときに「IFRS による清算価値会計情報」を提供している企業と「中長期の安定的・永続的経営」を目指している企業があるということであれば、そうしたニーズなり目的に合った報告制度を考える必要があるはずである。

そうしたニーズや目的を無視して制度を設計すれば、形としては綺麗なものができるかもしれないが「同床異夢」の世界になりかねない。

要するに、財務諸表を作成する側（企業）にも IFRS が必要な企業と IFRS を必要としない（むしろ、IFRS による財務諸表によって投資の意思決定をしてほしくないと考える企業）があるのであり、財務諸表の利用者側（投資家）にも、投資対象の企業を買収して、その資産をバラバラに切り売りしたときの売却益（解体の利益）が分かるような情報を求めている人たちと、その企業に投資したときの中長期の成果（インカム・ゲインに現れる）や投資の安全性・将来性に関する情報を求めている人たちがいるのである。

投資家のニーズと企業のニーズをミートさせようとするれば、自然と「IFRS 任意適用」に落ち着くのではないだろうか。もちろん、任意適用するのも「連結財務諸表」だけである。

## 中・長期的経営に資する会計を

日本が「物づくり」で国の経済を成り立たせ、さらに世界に貢献し続けるためには、日本企業は中・長期の視点に立って経営する必要があるであろう。これまでの日本企業の活躍を見れば分かるように、特に研究開発型の製造業が中心にならなければならないであろう。

そうであればこそ、日本の会計も中・長期的な経営に資するように工夫しなければならないのではないだろうか。それは必ずしも日本独自の会計というわけではなく「物づくり」を基本とする国々・地域に共通する会計であろう。何も特別な会計ではなく、中・長期の観点で経営されている企業にとって鏡となる「利益情報・原価情報を提供する会計」であり、「投下資本の回収計算」を表示する会計であるはずである。

そこでは 1929 年に起きた世界大恐慌以後、80 年にわたって世界の会計界が金科玉条としてきた「原価・実現主義（記帳は買った時の原価で、収益の計上は売れた時に）」と「保守主義（会計処理は楽観的にならず慎重に）」が「Sound Accounting（健全会計）」として多くの投資家と経営者から支持されるはずである。



# 金融機関の環境への取り組みと 協同組織金融機関への期待

国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問／中央環境審議会総合政策部会  
「環境と金融に関する専門委員会」委員長 末吉 竹二郎

環境省総合環境政策局環境経済課「21 世紀金融行動原則」事務局 長谷川 絢子

## 1. 金融機関に求められていること

世界は、地球温暖化をはじめとする、人類の生存と経済活動の持続可能性を脅かしかねない様々な環境問題に直面している。日本でも紀伊半島に甚大な被害をもたらした台風 12 号が記憶に新しいところではあるが、世界各国で異常気象が多発している。

また同時に、新興国を中心とする人口増加・経済成長に伴う資源制約による飢餓や貧困、日本においては高齢化や生活保護者の増加といった様々な社会問題が起こっている。

こうした同時多発的に起こる問題を克服し、21 世紀型の新しい持続可能性ある経済社会を日本が世界に先駆けて構築していくためには、技術革新に加え、新たな価値の創出や社会システムの変革までも含めた社会・経済のグリーン化が必要である。そのためには環境分野への資源配分の充実が不可欠であるが、そこでは経済の血液ともいえる金融の役割は極めて大きい。

そもそも、人間のあらゆる活動は良好な地球環境を基盤として成り立っており、金融もまたその基盤なくしては存立できない。また、金融機関は、預金者から預かった「社会のお金」を取り扱っている。そのため、地球環境の有限性が現実のものとなり、あらゆる社会経済の構造やルールがそれに適合したものに変わっていく中で、経済の重要な構成要素である金融の仕組みを環境に配慮したものに変えていくことは、金融機関にとって、もはや避けることのできない役割、責任となっている。このような声を受け、1992 年に国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が設立された。その後もプロジェクトファイナンスにおける環境配慮を謳った赤道原則や、投資判断の際に環境・社会・企業統治の視点を反映させることを謳う責任投資原則など各事業分野に国際的な金融原則が誕生している。

また、リーマンショック以降、短期的な収益追求に偏った金融機関のあり方が見直される中で、短期的な収益追求に偏った金融機関の在り方が見直される中で、これは諸外国の金融機関に共通の流れになりつつあり、我が国金融機関はこの流れに早期にキャッチアップし、世界をリードしていく存在にならなければならない。

## 2. 行動原則誕生の経緯

このような問題意識のもと、環境省では、金融の手法を活用した環境政策について検討を行うため、中央環境審議会の下に「環境と金融に関する専門委員会」を設置し、平成 22 年 6 月にとりまとめられた同委員会の報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」の中で、環境金融の具体的役割と 4 つの政策提案がなされた。その政策提言のひとつとして、環境金融の取組の輪を広げる仕組み～日本版環境金融行動原則の策定～がなされた。

これは、国際原則に加え、我が国独自の行動原則を作ることに、①日本の実情に合わせた取組の実践、②環境金融を進める機運の広がり、③小規模な地域金融機関等も参加しやすい等のメリットがあり、金融関係者による自発的なムーブメントとしての策定を期待するものである。

この政策提案を受け、末吉竹二郎氏 (国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問) の呼びかけにより、その趣旨に賛同した幅広い金融機関の自主的な参加により日本版環境金融行動原則起草委員会が平成 22 年 9 月に発足した。この起草委員会は、金融持株会社、銀行、信託銀行、協同組織金融機関、証券会社、保険会社、資産運用会社を含む幅広いメンバーで構成された。起草委員会は、2010 年 9 月から、2011 年 10 月まで計 7 回にわたって開催され、参加金融機関を増やした

がら、活発な議論が行われた。

本原則は一言一句に至るまで、起草委員会参加金融機関により1年間に渡り検討されたものであり、この原則への署名のコミットメントは義務ではなく、あくまで各社の独自の取組の一助となることを目指して策定された。

また、「原則」を具体的にどのように業務において実践するのかの参考となる「業務別ガイドライン」を策定するための業務ごとのワーキンググループも計17回開催され、業務別のガイドラインに関する検討も積極的に行われた。

1年以上に渡る検討の結果ついに完成した本原則は下記3つの点で大きな意味を持つと考えられる。

- ① 他業種にわたる金融界でひとつの環境金融のプラットフォームができたこと
- ② 国際原則への参加までは踏み出しにくい地域金融機関等にとっても環境金融を取り組む足がかりとなること（すそ野の拡大）
- ③ 金融機関自らが自主的に作成したこと

### 3. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則について

「はじめに」は、移りゆく時代背景を反映し、時勢にあった重要性（マテリアリティ）の高い課題に言及することにより、きたるどの時代においても金融機関が果たすべき役割を示すことができるように可変性を持たせている。そのため、作成途中で起こり、改めて持続可能な社会について再考を迫られた3.11について書かれている。

一方、「前文」は、この「原則」が作成されることとなった背景を説明したものであり、持続可能な社会と金融機関の役割の関係を記載した普遍的な内容になっている。

その後を取組が望まれる下記7つの原則が続く。

- ① 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
- ② 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
- ③ 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
- ④ 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
- ⑤ 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
- ⑥ 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
- ⑦ 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

### 4. 協同組織金融機関への期待

本原則は特段目新しい内容ではないかもしれない。協同組織金融機関は、相互扶助の精神の下、生活や生産の向上という同一の目的を持った仲間同士がお金を融通しあったことが始まりである。

そもそも持続可能な社会は、地域の社会・経済の安定があつてこそ実現されるものである。そのため、地域経済や中小企業に対する金融仲介機能の担い手である協同組織金融機関はその重要性を益々増してきている。そこでは、協同組織金融機関は顔の見えるきめ細やかな対応を生かして、例えば下記のような取組が期待される。

- ① 地域で環境・社会支援活動を行っている個人・団体に対する協力支援といった生活基盤支援
- ② 環境・社会に配慮したビジネスの育成といった地域金融支援
- ③ また、上記の取組を行っていくために必要なコンサルティング

現在、世界的な金融・資本市場の混乱など社会・経済状況は大きく変化しているが、金融機関には「社会のお金」を扱っているという本来の役割の重要性の再認識が求められている。

## 地域の応援団としての資金循環

巣鴨信用金庫 平松 知実

「個人消費 地方で活気」、1月13日の日経新聞一面にあった見出しである。地方経済は疲弊し、地域が崩壊していると聞くことが多かったのが、驚きを感じた。記事によると、地域の魅力を観光に結び付けたり、震災復興による需要をとらえたりという工夫が消費に結びついているとのことである。

地域や職域との命運を共にする協同組織金融機関は、このような魅力づくりを積極的に後押しし、需要を呼び込むきっかけを促すことに大きく貢献することが求められているはずである。しかし、近頃の協同組織金融機関の取り組みに、このような事例を聞くことは少ないように感じる。

その原因は、銀行業務に対する国際的な規制の強化があり、金融機関が本来果たすべきリスクを負担できなくなっていることがある。この流れは、バーゼルⅢによって、より強まることはあっても、弱まることはないだろう。協同組織金融機関が、日頃の活動によって発掘した地域の魅力ある技術や商品、アイデアを融資によって支援することが難しくなっている。

被災地で、工場を再建させたい事業主の方にとって、設備投資融資の返済財源は将来の受注だけであり、工場再開前の返済は難しく、融資実行後3か月とか、6か月後に利息だけでも、支払いをすることは不可能である。すると、金融機関の融資案件としては、優れた技術ある工場であることを知っていても、支援することは難しい。

今後の地域に必要な資金とは、魅力ある技術やアイデアに対してリスクをとることができ、3年後、工場再開後の売上で、元利金の支払いができるような資金である。従来の預貸による資金では、どうしても規制が厳しくリスクをとることが難しい。資金提供者が元本割れリスクも受け入れてくる、ファンドのような資金の提供が必要となる。全国の協同組織金融機関が、集めてきた技術やアイデアある事業、たとえば全国の才能豊かなアニメ作家を、全国の地域金融機関が集め、彼らへ投資するファンドを中央の機関で組成して、全国の金融機関窓口で販売するような支援の方法があっても良いだろう。投資に不慣れな日本人が、「貯蓄から投資へ」と言われて、いきなりブラジルやインドへの投資に手を出すというのではなく、身近な日本の将来に投資できるような商品を開発し、提供してゆくべきだろう。

地域の応援団としての資金循環を作りだしてゆく、これこそ私たちが「国際協同組今年」に考えるべき金融のあり方ではないだろうか。

## 地域復興・再生と協同組織金融機関

～被災地の復旧・復興の課題は何か～

2012年3月10日(土) 12:30～17:00

日本大学経済学部7号館講堂 (JR「水道橋」駅：裏面地図参照)

2011年3月11日の東日本大震災とその直後に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は日本人にはもちろん、世界の人々の記憶にも残り、この悲劇は永久に語りつがれていくことでしょう。

大震災が引き起こした大津波は岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の太平洋沿岸部を中心に住宅・商店・飲食店・工場・田畑・漁港など生活を支えてきた地域と経済を破壊しました。さらに、原発事故は人々から故郷を奪い、農業や畜産の再起もままならない状況に追い込んでおります。このため被災者は仮設住宅に暮らし、日本各地への避難生活を強いられており、一刻も早い政府の支援が求められています。

しかし、政府の対応は遅れ気味で、補正予算は成立させたものの被災地域自治体との連絡調整不足等により被災者の要望に十分応えていないのが実情であります。一方、被災地の協同組織金融機関の中には店舗が流出し、犠牲になった役職員もでしたが、いち早く立ち上がり顧客の消息確認や相談業務を始めました。また、全国の協同組織金融機関は中央機関が中心となって義援金の提供や救援物資の配送等を展開し、被災地の復旧に尽力しております。

そこで今回のシンポジウムは、この大災害で被害を受けた地域の実態と復旧・復興へ向けての取り組み状況を伺い、協同組織金融機関として地域復興・再生のためどのように役割を發揮していったら良いか、皆さまと共に学び議論を深めていきたいと考えております。

なお、本年は協同組織の金融機関にとって記念すべき「国際協同組合年」です。あらためて協同組合の価値を考えひろくそれを伝えていくことも重要です。多数のご参加をお願いします。

**参加費：**3,000円(但し、研究会会員は2,000円、学生1,000円)

**定員：**200名(満員になり次第締め切ります。**お早め**にお申し込みください)。

**申込み：**氏名・所属・懇親会参加の有無を記入してFAXまたはe-mailで送付してください。

**送付先：**協同金融研究会(笹野, 小島) FAX: 03-3262-2260 / e-mail: [sasanotn@nifty.com](mailto:sasanotn@nifty.com)

### 【プログラム】.....

12:30～12:40 開会挨拶「シンポジウムの開会にあたって」

日本大学名誉教授・協同金融研究会 代表 安田 原三

12:40～13:50 記念講演「東日本大震災からの復興と日本経済の問題点(仮題)」

駒澤大学経済学部教授 吉田 敬一 氏

14:00～15:20 実践報告「地域復興・再生と協同組織金融機関の役割發揮

～被災地の復旧・復興と課題は何か～

◇信用金庫 全国信用金庫協会 人事教育部長 奈良 義人 氏

◇信用組合 石巻商工信用組合 理事長 木村 繁 氏<予定>

◇労働金庫 東北労働金庫 専務理事 千田 泰洋 氏

◇農業協同組合 農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木 利徳 氏

15:20～17:00 全体討論

(コーディネーター) 静岡大学教授 鳥畑 与一 氏

17:30～19:00 懇親会(立食パーティ: ※会費 3,000円)